

## 指定指導員

2019/4/1現在

支部	氏名	所属
北海道	中村 雅義	幌加内そばスクール
	甫木 美千子	北海道そば研究会
	後藤 篤雄	いしかり手打ちそば同好会
	白内 拓郎	おしゃまんべそば打ちサークル
	小林 安晴	道南ブロックそば推進協議会
	高谷 晶美	苫小牧手打ちそば愛好会
	池 功司	全十勝手打ち蕎麦推進協議会
	小島 裕樹	手打ちそばグループ白花
	長谷川 勉	札幌蕎麦道会
	奥村 周二	北の郷 そば工房
東日本	飯田 良男	さいたま蕎麦打ち倶楽部
	浅見 周司	つくば蕎麦愛好会
	熱田 成治	江戸流手打ち蕎麦 鶴合之衆
	荻原 武雄	さいたま蕎麦打ち倶楽部
	木村佐江子	日本橋そばの会
	工藤 勉	栃木のうまい蕎麦を食べる会
	市川 宗信	栃木のうまい蕎麦を食べる会
	齋藤 スミ	とちぎ蕎麦和会
	横山 道國	さくら蕎麦の会
	星崎 輝夫	我孫子そばの会
中日本	原 秀夫	信州そばアカデミー
	木下喜良	信州そばアカデミー
	井出一男	信州そばアカデミー
	竜野 俊彦	信州長和蕎麦会
	道下 昭夫	金沢湯桶そばの会
西日本	今川 隆	永沢寺そば打ち愛好会
	大沼 健太郎	淡海そば打ち倶楽部
	柿川 徳子	平尾台手打ちそば倶楽部
	岸本 直子	和泉そば打ち倶楽部
	潤田 朋子	そば津うなかま 福朗会
	藤井 正	永沢寺そば打ち愛好会

#### 第14条 指定指導員

- 1 全麵協に指定指導員を置く
- 2 指定指導員は、段位認定事業部が四段位又は五段位に認定されている者の中からそばに関する高い知識及び技能を有し、かつ人格的にも他から尊敬され、そば打ち指導者として段位認定制度の普及に貢献できると認められる者で、全麵協会費納入規程に定める個人会員として納入基準金額を納付している者の中から推挙し、理事長が指名した者をもってあてる
- 3 指定指導員は、段位普及部会長の指示により第4条第2項の任務を遂行するものとする
- 4 指定指導員の運用に関する事項は、別に定める

#### 指定指導員運用規程

##### （目的）

第1条 この規程は、素人そば打ち段位認定制度基本要綱（以下「基本要綱」という）第14条に定める「指定指導員」の円滑な運用に関する事項を定めることを目的とする。

##### （指定指導員の配置）

第2条 指定指導員は、各支部におおむね2～3名を配置するものとする。

- 1 指定指導員の選任については、基本要綱第14条の定めるところによるが、段位認定事業部における推挙にあたっては、過去の実績や指導能力、知識力等慎重に検討するものとする。

##### （指定指導員の任務）

第3条 指定指導員は、段位普及部会及び各支部と連携して次の任務を遂行するものとする。

- 1 そば打ちの基本的技能を習得するための研修会における指導
- 2 全麵協が開催するそばに関する知識の講習会における指導
- 3 段位認定事業部が各支部と連携して行う地方審査員審査技術研修会における指導
- 4 その他段位認定部会が開催する研修会、講習会等における指導

(段位認定部会との連携)

第4条 前条における指導を指定指導員が担当する場合は、段位普及部会と緊密な連携を図らなければならない。

- 1 段位普及部会は、そば打ちの基本的技能について研究を重ね、指定指導員と共通の認識のもとに研修会等が開催されるように努めるものとする。
- 2 段位普及部会は、各支部と連携して毎年度1回以上「指定指導員会議」を開催するものとする。

(指定指導員の任期)

第5条 指定指導員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げない。

(経費負担)

第6条 前条に定める研修会等における経費は、原則として参加者からの会費等で賄う。

付則

この規程は、平成26年5月17日から施行する。